

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	入間市

## 入間市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 環境経済部農業振興課  
所在地 入間市豊岡1-16-1  
電話番号 04-2964-1111 (代表)  
FAX番号 04-2966-1684  
メールアドレス ir243000@city.iruma.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス カワウ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	入間市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ		0ha 0万円
アライグマ		0ha 0万円
ハクビシン		0ha 0万円
タヌキ		0ha 0万円
カラス		0ha 0万円
カワウ		0ha 0万円

(2) 被害の傾向

鳥獣による被害は前回制定時よりも減少したが、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、カラスの目撃情報が畑、人家周辺などで多数あり、今後被害の発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
イノシシ	0ha 0万円	0ha 0万円
アライグマ	0ha 0万円	0ha 0万円
ハクビシン	0ha 0万円	0ha 0万円
タヌキ	0ha 0万円	0ha 0万円
カラス	0ha 0万円	0ha 0万円
カワウ	0ha 0万円	0ha 0万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会への委託の他に、市でも箱わなを購入し、捕獲数を増やしてきた。	急激なアライグマの個体数の増加に対し、捕獲者数が追いついておらず、個体数の減少につながっていない。
防護柵の設置等に関する取組	被害がでている圃場に、電牧柵の貸出を行った。	電牧柵の設置方法等について、農業者の知識が不足している。 また、電牧柵の有効性が農業者に浸透していない。

(5) 今後の取組方針

1 電牧柵等による被害防止策を農業者へ指導
2 家庭果樹の収集やごみ集積所の適切な管理の啓発
3 箱わなによる捕獲従事者の育成
4 イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキの効果的な捕獲の実施

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

狭山猟友会への委託だけでなく、農業者や地元住民等による新たな捕獲従事者を育成する。
---

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	イノシシ、アライグマ、ハクビシン タヌキ、カラス、カワウ	捕獲わな等の整備、貸出 箱わなによる捕獲従事者の育成
3年度	イノシシ、アライグマ、ハクビシン タヌキ、カラス、カワウ	捕獲わな等の整備、貸出 箱わなによる捕獲従事者の育成
4年度	イノシシ、アライグマ、ハクビシン タヌキ、カラス、カワウ	捕獲わな等の整備、貸出 箱わなによる捕獲従事者の育成

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
埼玉県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本として、必要最小限の捕獲を実施する。 アライグマについては、埼玉県アライグマ防除実施計画を踏まえた捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2年度	3年度	4年度
イノシシ	20頭	20頭	20頭
アライグマ	全頭	全頭	全頭
ハクビシン	3頭	3頭	3頭
タヌキ	3頭	3頭	3頭
カラス	必要最小限	必要最小限	必要最小限
カワウ	必要最小限	必要最小限	必要最小限

捕獲等の取組内容
捕獲手段：箱わな、巣落とし
実施時期：通年
捕獲場所：入間市全域

### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
入間市	委譲済み

## 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2年度	3年度	4年度
イノシシ、アライグマ ハクビシン、タヌキ	電牧柵（100m） の設置	電牧柵（100m） の設置	電牧柵（100m） の設置

(2) その他被害防止に関する取組

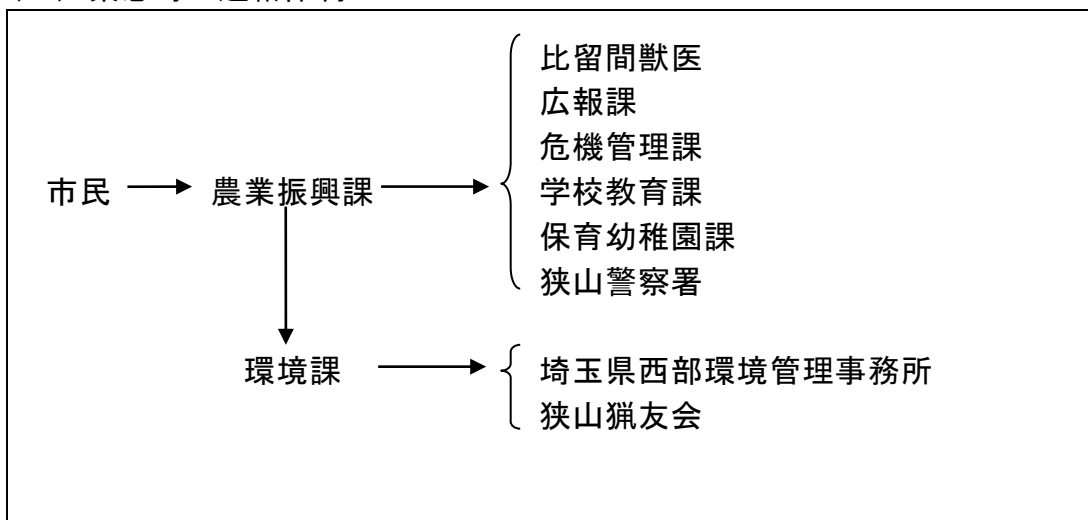
年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	イノシシ、アライグマ ハクビシン、タヌキ カラス、カワウ	電牧柵、防鳥資材による被害防止技術の普及
3年度	イノシシ、アライグマ ハクビシン、タヌキ カラス、カワウ	電牧柵、防鳥資材による被害防止技術の普及
4年度	イノシシ、アライグマ ハクビシン、タヌキ カラス、カワウ	電牧柵、防鳥資材による被害防止技術の普及

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
入間市農業振興課	緊急捕獲等の実施手続き
入間市危機管理課・広報課	防災無線による注意喚起
入間市環境課	狭山猟友会への連絡
狭山猟友会	緊急捕獲等の実施
比留間獣医師	捕獲鳥獣への処置

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲動物は獣医師による安楽死の後、焼却・埋却処分する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシは捕獲数が僅少であるため市単独での食品として利用は考えていない。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	入間市鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
入間市連合区長会	住民への意識啓発
狭山猟友会	個体数調整の実施
いるま野農業協同組合	被害状況の調査、情報収集、被害防止対策指導
埼玉県川越農林振興センター	対策の助言・指導
入間市農業委員会	被害状況の調査、情報収集
入間市（農業振興課、環境課）	事業の推進(事務局は農業振興課)

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
埼玉県西部環境管理事務所	対策の助言・指導
埼玉県農業技術研究センター	対策の助言・指導

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害箇所における捕獲や追い払い等を実施するため、設置を検討する。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

地域住民への意識啓発のための研修会を実施する。  
被害に対する対策方法を周知・徹底する。